

議案第135号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和2年6月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A第837号線	85 38	4 50	さいたま市桜区大字白鍬字町田727番13地先	さいたま市桜区大字白鍬字町田727番15地先	
D第689号線	49 85	4 00	さいたま市桜区田島三丁目1261番1地先	さいたま市桜区田島三丁目1261番6地先	
J第490号線	85 83	4 00	さいたま市緑区原山三丁目36番5地先	さいたま市緑区原山三丁目33番1地先	
12899号線	24 34	4 00	さいたま市北区今羽町96番9地先	さいたま市北区今羽町96番11地先	
12900号線	102 93	4 50	さいたま市見沼区大字蓮沼字薊ヶ谷戸752番2地先	さいたま市見沼区大字蓮沼字薊ヶ谷戸750番10地先	
12901号線	40 52	4 50	さいたま市見沼区大字蓮沼字薊ヶ谷戸750番20地先	さいたま市見沼区大字蓮沼字薊ヶ谷戸757番7地先	
22594号線	61 95	4 50	さいたま市見沼区大字大谷字稻荷137番12地先	さいたま市見沼区大字大谷字稻荷137番1地先	
22595号線	22 12	2 74	さいたま市見沼区大字御蔵字陣屋123番2地先	さいたま市見沼区大字御蔵字陣屋123番3地先	
32941号線	106 40	4 00	さいたま市西区大字清河寺字天山740番10地先	さいたま市西区大字清河寺字天山740番10地先	
32942号線	514 14	6 65 ～ 11 92	さいたま市西区西大宮一丁目204番4地先	さいたま市西区大字指扇字増永3580番1地先	
32943号線	41 70	6 00	さいたま市西区大字指扇字増永3580番2地先	さいたま市西区大字指扇字増永3582番7地先	
32944号線	51 85	6 00	さいたま市西区大字指扇字増永3585番11地先	さいたま市西区大字指扇字増永3589番5地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
3 2 9 4 5 号線	164 79	7 50 ～ 11 40	さいたま市西区大字 指扇字増永3589 番5地先	さいたま市西区西大 宮一丁目204番2 地先	
3 2 9 4 6 号線	356 30	16 00	さいたま市西区大字 指扇字古茂塚175 3番1地先	さいたま市西区大字 指扇字古茂塚152 5番地先	
3 2 9 4 7 号線	75 13	15 00	さいたま市西区大字 指扇字古茂塚152 5番地先	さいたま市西区大字 指扇字古茂塚152 9番1地先	
4 1 7 0 6 号線	108 56	4 50	さいたま市西区大字 西遊馬字上サ149 2番1地先	さいたま市西区大字 西遊馬字上サ149 6番1地先	